

富士市フィールドワーク推進補助金交付要領

令和6年5月10日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、本市でフィールドワークを行う高等教育機関等の学生に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワーク 本市における地域課題に関する調査、研究、資料収集その他の教育活動の一環として行う実践活動であって、本市が設置するフィールドワークセンターを利用する活動をいう。
- (2) 高等教育機関等 大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内でフィールドワークを行う高等教育機関等の学生並びに当該活動において学生を指導する高等教育機関等の教員及び当該活動に参加する高等学校の教員、生徒（以下「学生等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 本市からの受託によりフィールドワークを行う場合
 - (2) 他の補助金の交付を受けてフィールドワークを行う場合
- 2 前項の規定にかかわらず、学生等のフィールドワークを主催する事業者又は団体等（以下、「主催者等」という。）が次条各号に掲げる費用を負担する場合は、当該主催者等を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる学生等の費用とする。

- (1) 本市までの移動に要した交通費
- (2) フィールドワークのために本市での現地移動に要した交通費
- (3) 市内の宿泊施設を利用した場合の宿泊費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めた額の合計とする。ただし、主催者等が交付対象となる場合は、次の各号に定めた額の合計と主催者等が負担した額のいずれか少ない額とする。

- (1) 前条第1号については、往復の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、学生等一人につき当該額が6,000円を超える場合は6,000円を限度とする。

(2) 前条第2号については、経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、学生等一人につき2,000円にフィールドワークの活動日数(当該日数が7日を超える場合は7日)を乗じて得た額を限度とする

(3) 前条第3号については、宿泊に要した費用に2分の1を乗じて得た額とし、1泊において学生等一人につき1泊3,000円を限度とし、かつ一のフィールドワークにおいて学生等一人につき6泊を限度とする。

2 補助金の交付は、一のフィールドワークにつき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、フィールドワークを開始する日の14日前までに、富士市フィールドワーク推進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) フィールドワーク実施計画書(第2号様式)

(2) フィールドワークに参加する学生及び教授等の名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市フィールドワーク推進補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、決定を受けたフィールドワークの内容を変更しようとするときは、富士市フィールドワーク推進補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係るフィールドワークが終了したときは、終了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動記録等

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) フィールドワークに参加した学生及び教授等の名簿

(4) 主催者等が補助対象経費に相当する費用を学生等に負担したことを証する書類(主催者等が交付決定を受けた場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富士市フィールドワーク推進補助金確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。